

知っていますか？

「消費者契約法」

～平成29年6月施行 一部改正されました～

お問い合わせ 消費生活センター（平日）午前9時～午後4時

☎57-8143

消費者ホットライン
188 (いや！泣き寝入り)

《消費者契約法とは・・・》

先月に引き続き、6月に一部改正された「消費者契約法」について、紹介します。

今月は、契約を「無効」にすることができるポイントです。この契約、おかしいなと思ったら一人で悩まず、まずはご相談ください。

改正のポイント

無効 不当な契約条項が含まれていたとしても、その契約条項は無効です！

（無効にすることができる例）

家電製品を通信販売で購入したところ、最初から商品が壊れていて使えない。

業者に連絡したが「契約後のキャンセル、返品、交換は一切できない」という特約があることを理由に契約解除をみとめてくれない。

○事業者の債務不履行や商品に大きな問題がある場合でも、消費者からの解除が一切できない条項は不当性が高く、これらの条項は無効です。



首都圏情報コーナー

国内推薦見送り発表の瞬間

7月31日(月)、佐渡を世界遺産にする首都圏の会理事と、活動を支援する仲間52人が、今年の世界文化遺産国内推薦の発表を一堂に集まって聴こうと、目黒のS店に集合した。

今年の佐渡・新潟・首都圏3団体の活動は、「エコーはがき」の発売、「金の道」ウォークの実施、首都圏交流イベントを成功させるなど、まさに「人事を尽くし天命を待つ」心境でこの日を迎え、全員「国内推薦獲得」を信じ集合している。

文化庁発表の16時。全員がテレビ画面に見入る。テロップを待つがなかなか流れない。すると誰かがスマホの情報を叫ぶ。「駄目だ！大阪が選ばれた！」信じがたい言葉が続いて、三浦市長から「大阪百舌鳥に決まった。諦めずに来年も挑戦したい」と坂田会長に電話が入った。

念を押すようにテレビに流れる「百舌鳥・古市に決定」のテロップに、参加者は驚きで顔を見合わせ、やがため息に変わる。「佐渡に決定！」の言葉だけを信じて集まった仲間には余りにも非情の瞬間で、これまでとは比較にならない悔しさが残った。

しかし最後は「来年こそは勝ち取るぞ！」と三唱し散会。大阪は4度目の挑戦で獲得。佐渡も来年が4度目の挑戦となる。

(佐渡を世界遺産にする首都圏の会 事務局)



国内推薦獲得を信じ、集まった皆さん

編集後記

まだまだ農繁期が続きますが、読書の秋、スポーツの秋と、「秋」はとても過ごしやすい、そしてさまざまなことにチャレンジしやすい季節です。

スポーツの秋で、元気に冬を越せる体になりたいと思っていますが、やっぱり食欲の秋が一番合っているようです。

皆さんはどんな秋を楽しみますか。

(T・S)